

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十一号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表中山間地域等従事医師奨学金の項を次のように改める。

広島県医師教育奨学金	債務の全部
<p>学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、県内の公的医療機関等（公的医療機関）（医療法第三十一条に規定する公的医療機関をいう。以下この項において同じ。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する</p>	<p>一 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間（この期間が三年に満たない場合は、三年とする。次号、第五号、第七号及び第八号において同じ。）内に、奨学金の貸付けを受けた月数の一・五倍に相当する期間（以下この項において「必要従事期間」という。）以上県内の公的医療機関等において医師としての業務（知事が指定する公的医療機関等において受ける臨床研修（以下この項において「指定臨床研修」という。）を含み、その他の医療機関において受ける臨床研修及び後期研修を除く。）に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間（指定臨床研修を受ける場合は、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等において医師としての業務（臨床研修及び後期研修を除く。）に従事したとき。</p> <p>二 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、必要従事期間以上県内の公的医療機関等において医師としての業務（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合は、指定臨床研修を含み、その他の医療機関にお</p>

国立大学法人が開設する医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この項において同じ。）において医師として、その業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関又は県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科（以下この項において「指定中山間地域等公的医療機関等」と総称する。）において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、その者の修学又は研修のための便宜を図るため貸し付けた奨学金

いて受ける臨床研修を除き、かつ、後期研修を除く。）に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合であつて、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等において医師としての業務（臨床研修及び後期研修を除く。）に従事したとき。

三 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、必要従事期間以上県内の公的医療機関等において医師としての業務に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等において医師としての業務に従事したとき。

四 大学若しくは大学院に在学中若しくは後期研修を受けている医療機関に在職中死亡し、又は心身の故障のため大学若しくは大学院を退学し、若しくは後期研修を受けている医療機関を退職したとき。

五 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に死亡し、又は心身の故障のため医師としての業務に従事することができなくなつたとき。

債務の全部又は一部

六 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に死亡し、又は心身の故障のため医師としての業務に従事することができなくなつたとき。

七 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内の公的医療機関等において医師としての業務（指定臨床研修を含み、その他の医療機関において受ける臨床研修及び後期研修を除く。）に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等において医師としての業務（臨床研修及び後期研修を

債務の一部

		<p>八 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内の公的医療機関等において医師としての業務（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合は、指定臨床研修を含み、その他の医療機関において受ける臨床研修を除き、かつ、後期研修を除く。）に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等において医師としての業務（臨床研修及び後期研修を除く。）に従事した期間が必要従事期間（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合であつて、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達しなかつたとき。</p> <p>九 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内の公的医療機関等において医師としての業務に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等において医師としての業務に従事した期間が必要従事期間の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達しなかつたとき。</p>

本則の表介護福祉士修学資金の項修学資金等の種類の欄中、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削り、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、本則の表介護福祉士修学資金の項修学資金等の種類の欄の改正規定中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る部分は公布の日から、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第二号」に改める部分は平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の本則の表広島県医師育成奨学金の項の規定は、平成二十年四月一日以後に貸付けの決定をする奨学金から適用し、同日前に貸付けの決定をした奨学金については、なお従前の例による。